○社会福祉法人愛育会評議員·役員報酬規程

【平成29年4月1日制定】

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育会評議員、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。ただし、役職を兼ねている場合は、一つの役職によってのみ支給する。

(評議員の報酬)

第2条 社会福祉法人愛育会の評議員会に出席した場合、別表1に示す額を報酬 として支給する。

(役員の報酬)

- 第3条 社会福祉法人愛育会の理事会に出席した場合、別表1に示す額を報酬として支給する。
- 2 監事が評議員会に求められて出席した場合、別表1に示す額を報酬として支 給する。

(理事長の報酬)

第4条 理事長が施設において理事長専決業務、毎月の出納・給与等の決裁、施 設運営状況の確認、会計決算・事業報告及び予算・事業計画の承認、辞令交付 等の業務を行った場合、理事会等に出席した場合、別表1に示す額を報酬とし て支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。